

### 3. 被災者の救助・支援制度の見直しについて

関東部会提出  
説明担当 熊谷市

被災者の応急的な救助や、その後の生活再建支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法による支援制度が設けられているが、それぞれ大規模な災害を想定した設計がなされており、竜巻被害のような局所的な災害には適さない内容となっている。

特に被災者生活再建支援法では、市町村ごとに住家の全壊世帯数などにより適用基準があり、一の災害であっても市境によって適用基準を満たさず、支援が受けられない被災者が発生してしまうなど、不均衡な事態が生じる状況である。

また、災害救助法においては、仮設住宅となる公営住宅の所在により、児童生徒の通学や持病のある方の通院などそれまでの生活に支障を来たすこととなり、法による救助を受けるためにかえって生活再建に遅れが出るといった事態が生じ得る。

それぞれの法の目的は、被災者に対する速やかな救助や生活再建の支援であり、法の適用による不備や被災者間の不均衡が出ないように、その弾力的な運用や適用要件の見直しを要望する。